



四国地方整備局 松山河川国道事務所

## 平成26年12月 豪雪から1年

～お出かけ前の情報収集と冬用タイヤの装着・チェーンの携行で安全運転～

昨年12月の豪雪時には、愛媛・徳島を結ぶ国道192号の県境付近で、大型車等の大規模な立ち往生が発生したことから、全国で初めて改正災害対策基本法を適用し、除雪車両の集中投入により、立ち往生車両の移動を行いました。【別紙－1】

四国地方整備局では、立ち往生車両が発生する可能性がある峠部などの勾配が急な区間等について、10区間をあらかじめ「集中除雪区間」に指定しており、大雪時には通行止めにし、集中的に除雪を行うことで、立ち往生車両の発生を未然に防止します。【別紙－2】

愛媛県内の道路でも、山間部はもちろん、平野部においてもこれからの時期、積雪や路面凍結が予想されます。冬用タイヤへの交換やチェーンの携行と早期装着など冬道（雪道）走行に備えた準備を万全にして頂くとともに、お出かけ前には道路に関する情報収集をお願いします。

※11月27日早朝に、国道33号沿いの久万高原町では、早くも5cm程度の積雪がありました。

【別紙－3】

また、国土交通省松山河川国道事務所では、冬期における安全な交通を確保するため、除雪などの作業を行う場合がありますので、ご理解とご協力をお願い致します。

※大雪により立ち往生した場合・立ち往生車両を見つけた場合は、道路緊急ダイヤル#9910（24時間受付・無料）までお知らせ下さい。

平成27年12月 4日  
国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

本施策は、四国圏広域地方計画「No.6 防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

―― お問い合わせ先（○は主なお問い合わせ先）――

国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所

電話 089-972-0034（代表）

副所長（道路） 黒木 賢二郎（内線205）

○道路管理第一課長 大谷 昭人（内線431）

# 国道192号 ゲリラ豪雪で130台が立ち往生

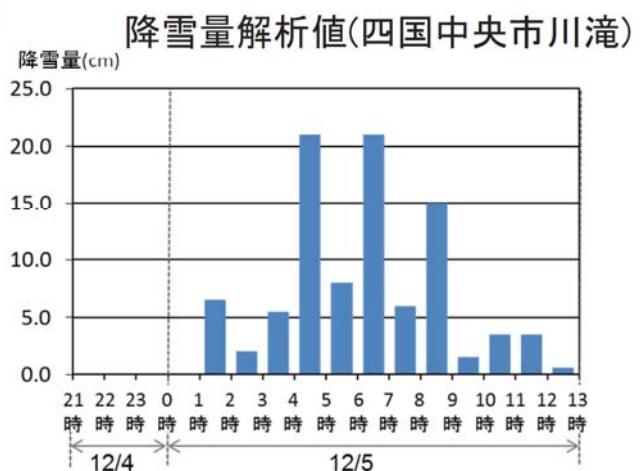
## ◆概要

- 立ち往生車両: 約130台(徳島側約50台、愛媛側約80台)
- 災害対策基本法に基づく区間の指定: 38km(国道32号でも54kmを指定)
- 立ち往生車両の移動: 約17時間(12月5日(金)5時~22時)



## ◆時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪

- 冬型の気圧配置の影響で、愛媛・徳島を結ぶ国道192号の県境付近では12月4日深夜から5日にかけ大雪となった。
- 四国中央市川滝では、  
時間降雪量20cm/h以上のゲリラ豪雪



(一般社団法人 日本気象協会提供)

## ◆約130台の立ち往生車両



2車線道路を塞ぐ大型車



立ち往生して動けない車両

# 国道192号 立ち往生車両の移動

## ◆経緯

### ●12月5日(金)

4:50 立ち往生車両を確認

5:20 国道192号全面通行止め(延長16.9km)

8:40 災害対策基本法に基づく区間の指定(R192:18km)

10:00 中国、近畿地整に応援要請、立ち往生車両数把握(約130台)

11:40 災害対策基本法に基づく区間の指定を拡大(R192:38km, R32:54km)

12:00 食料配布とともに安否確認開始

13:00 安否確認完了

18:20 愛媛側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了

22:00 徳島側の除雪が完了し、立ち往生車両の移動完了【約17時間で移動】

### ●12月6日(土)

0:20 災対法に基づき、放置トレーラ(コンテナ)をトラクタ(牽引車)にて移動開始  
「移動通知書」をコンテナ及びガードレールに貼付

0:40 放置トレーラの移動完了(900m離れた待避所へ移動)

7:30 通行止め解除、災害対策基本法の区間の指定を廃止

## ◆立ち往生車両の牽引

・牽引した車両:31台(グレーダー等による牽引)

・投入した除雪車両:18台

(四国11台、中国4台、近畿1台、NEXCO2台)



支援部隊により除雪



除雪を待ち望むドライバー

### ●放置されたトレーラを道路管理者がトラクタで移動



車道上に放置されたトレーラ



# 国道192号 立ち往生車両へ支援

## ◆食料や燃料を提供

- ・食 料:450食(おにぎり、お茶)
- ・燃 料:ガソリン40㍑、軽油160㍑(10台分)
- ・その他:避難所の開設(2箇所)、毛布、薬の調達



ドライバーへおにぎりとお茶を提供



立ち往生車両の安否を確認

## ◆職員の対応状況



職員がスコップで除雪①



職員がスコップで除雪②



職員が通行止めを実施



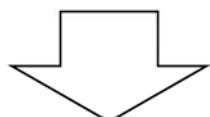
四国地方整備局 災害対策本部

# 改正災害対策基本法を初適用

- 東日本大震災では、道路啓開の重要性が再認識され、平成26年2月の関東甲信地方における大雪では、立ち往生車両の処理が除雪作業の大きな障害となりました。
  - これらをきっかけに、平成26年11月に災害対策基本法が改正されて、大規模地震や大雪等の災害時には緊急車両の通行ルート確保のため、道路管理者による放置車両や立ち往生車両の移動が可能になりました。
- 
- 「運転者等への移動命令」「道路管理者自らによる移動」が可能
  - 車両移動の大幅な時間短縮が図られ、除雪を効率的に実施

## ◆効果1：除雪に支障となる車両へ移動を命令

従来：運転者へのお願いによる移動



命令に従い転回し移動する車両

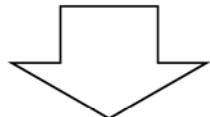
今回：道路管理者の命令による移動



除雪車両による立ち往生車両の移動  
(牽引による移動)

## ◆効果2：運転者が移動できない車両を、迅速に移動

従来：運転者の同意を得て、車両の損傷に配慮し移動

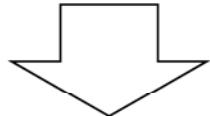


除雪車両による立ち往生車両の移動  
(牽引による移動)

今回：道路管理者が躊躇せず重機等により移動

## ◆効果3：運転者が不在の車両を強制移動

従来：道路管理者による移動は不可、運転者を捜し出し移動



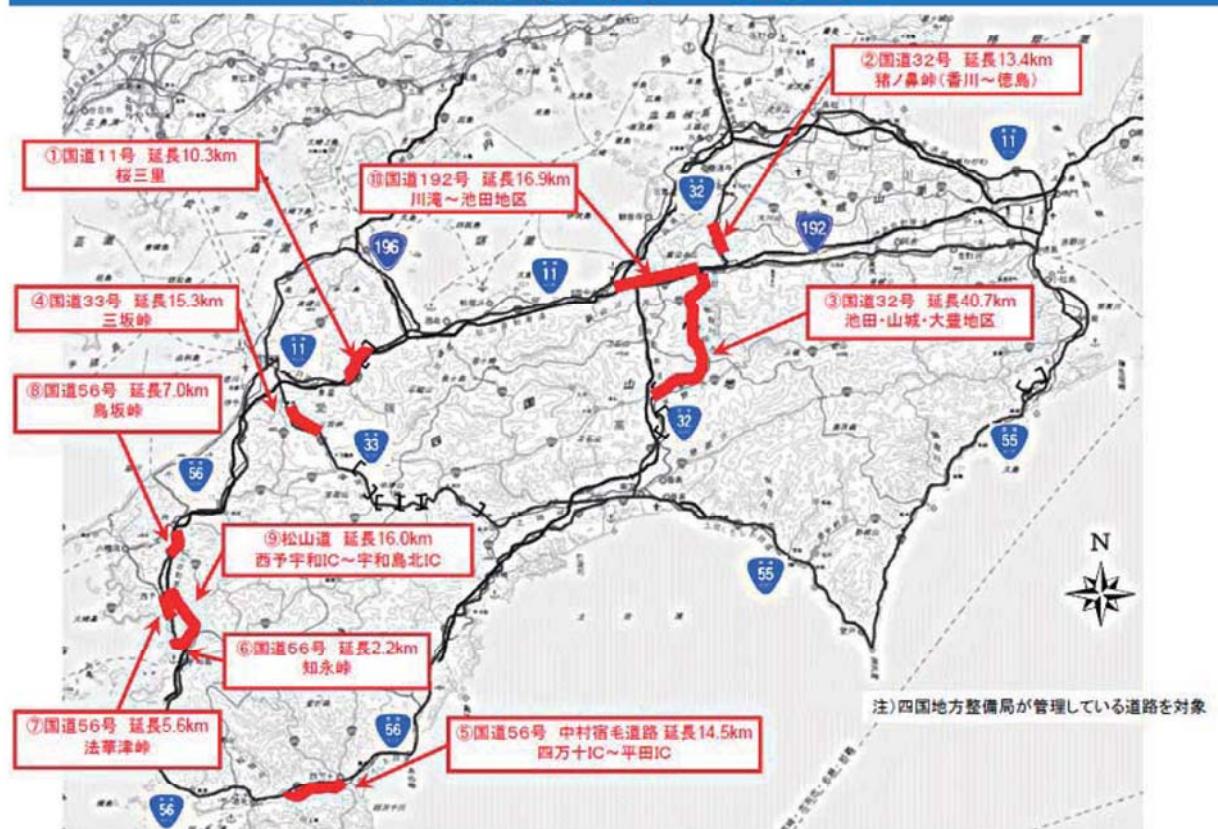
本線上に放置された  
トレーラ荷台  
(2車線のうち1車線を閉塞)

今回：災対法に基づく掲示等の上、強制移動



道路管理者による強制移動

## 集中除雪区間 位置図



### 集中除雪区間一覧

番号	路線番号	箇所名	延長(km)	県名	事務所名
①	11号	桜三里	10.3	愛媛県	松山
②	32号	猪ノ鼻峠	13.4	香川県 徳島県	香川 徳島
③	32号	池田・山城・大豊地区	40.7	徳島県 高知県	徳島 土佐
④	33号	三坂峠	15.3	愛媛県	松山
⑤	56号 中村宿毛道路	四万十IC～平田IC	14.5	高知県	中村
⑥	56号	知永峠	2.2	愛媛県	大洲
⑦	56号	法華津峠	5.6	愛媛県	大洲
⑧	56号	鳥坂峠	7.0	愛媛県	大洲
⑨	松山道	西予宇和IC～宇和島北IC	16.0	愛媛県	大洲
⑩	192号	川滝～池田地区	16.9	愛媛県 徳島県	松山 徳島
計			141.9		

冬の道路の通行は

❄ **冬用タイヤへの交換**

❄ **チェーンの着用・携行**

を行ってください。

出発前の準備不足が

**重大な事故・渋滞に**  
**つながるおそれがあります！**



※立ち往生などにより車両から離れる場合は連絡先の掲示をお願いします。

国土交通省四国地方整備局

